

令和 3 年度地域就職氷河期世代支援事業業務仕様書

1 事業の趣旨・目的

雇用環境の厳しい時期に就職活動を行い、現在も不本意ながら不安定就労状態にある、長期間無業状態にある等、様々な課題を抱える就職氷河期世代が、各自のライフスタイルや段階に合わせて正規雇用化を目指すことができるように支援すること。

また、県内企業の就職氷河期世代の抱える課題に対する理解や受入れ体制の整備等を促進し、同世代が安心して活躍できる基盤づくりを行う。

2 委託業務の名称

令和 3 年度地域就職氷河期世代支援事業業務

3 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 2 月 28 日まで

※各事業の実施時期について、工程表を作成すること。

4 予算額

金 3,945,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳

ア 就職氷河期世代向け e-ラーニング講座	1,856,000 円
イ 企業向けセミナー	874,000 円
ウ 職業訓練生のための職場見学会	1,215,000 円

※内訳は目安であり、予算額の範囲内であれば、(1)～(3)の金額の変更は可とする。

5 事業内容

(1) 就職氷河期世代向け e-ラーニング講座

就職氷河期世代が正規雇用化に必要な資格取得やスキル習得を目的とした e-ラーニング講座を提供すること。

ア 対象者

岩手県内に在住する、平成 5 年から平成 16 年までに学校卒業期を迎えた世代で、概ね 35 歳から 50 歳の者（以下「就職氷河期世代」という。）

イ 講座の内容

テーマは 6 つ以上とし、提案事項とする。ただし、正規雇用での就職を目指す就職氷河期世代の資格取得及びスキル習得を支援する e-ラーニング講座を提案すること。

なお、本事業の目的に合致する内容であれば、受託者が有する既存のe-ラーニングコンテンツの利用や再委任による講座の提供も可とする。

例) 自己分析・キャリアプラン・ビジネスマナースキル等の自己啓発講座
資格取得支援講座 等

ウ 講座の回数

1テーマあたり1回以上とする。履行期間内に完了するものであれば、連続する形式も可とする。

例) 保育士受験対策講座(受講目安期間6カ月、全9回)

ファイナンシャルプランナー資格取得講座(受講目安時間21時間)等

エ 講座の時間数

1回あたり60分を目安とする。ただし、カリキュラムの内容により60分とすることが適当でないものはこの限りでない。

オ 教材

教材を必要とする場合はPDF等により無償で配布すること。

カ 受講者の募集

就職氷河期世代に行き届くように、WEB広告やチラシ等、効果的な手段を事業者が提案し、実施するもの。ただし、周知するためのチラシ等の広報物内容等については、事前に委託者と協議し、承認を得ること。その際、委託者からの変更等の意思表示があった場合は追加・修正等を行うこと。

キ 受講受付

受付フォーム等を作成して、受講者の受付、登録等を行うこと。

受講者の受付に際し、本事業の趣旨を説明し、本仕様書に定める対象者であることを確認すること。

ク 受講管理

受講者毎にアカウントを発行する等により、受講者の講座受講状況が把握できるようにすること。

ケ 受講後のアンケート調査

e-ラーニング講座受講者に対し、講座内容に関するアンケート等を行い、その結果を分析して報告すること。また、受講後の就職・転職等就労状況を調査して報告すること。

コ 成果目標

受講者数 100名(延べ数)

※目標達成は必須ではないが、可能な限り目標の達成に努めること。

(2) 企業向けセミナーの開催

県内企業を対象に、就職氷河期世代が抱える課題の理解や受入れ体制整備等を促

進するためのセミナーを開催すること。

ア 対象者

岩手県内に事業所を持つ企業

イ 開催場所

県内各地区（県北、県南、沿岸、県央）で、1回ずつ開催すること。

ウ 開催方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を講じた上で、対面方式とする。ただし、対面方式での実施が困難である場合を想定し、代替措置も提案すること。

エ セミナーの内容

就職氷河期世代が抱える様々な課題を理解し、就職氷河期世代の受入れに必要な環境整備等を促進する内容とすること。

例) 就職氷河期世代を取り巻く環境や近年の国の動向等について

岩手県内の人手不足及び担い手確保について

就職氷河期世代を雇用した企業の例について

就職氷河期世代支援に係る事例紹介について

国や県の施策や支援機関の紹介について 等

オ セミナーの運営・管理について

セミナーに関する広報、参加企業の募集、講師及び参加企業との連絡調整、会場の手配、資料の作成、セミナー当日の運営等の一切の事務を行うこと。

ただし、周知するためのチラシ等の広報物やセミナー時に配布する資料の内容等については、事前に委託者と協議し、承認を得ること。その際、委託者からの変更等の意思表示があった場合は追加・修正等を行うこと。

カ 講師

セミナーの目的を達成するために必要な知見・能力・経験を有する者とするこ
と。

キ セミナー後のアンケート

参加企業に対し、セミナーの内容に対する意見や感想、就職氷河期世代を採用するために必要な支援、就職氷河期世代に求めること等をアンケートし、集計結果を報告すること。また、参加企業の就職氷河期世代の受入れ状況について捕捉調査を1回以上行うこと。

ク 成果目標

参加企業：40社（4地区の合計数）

※目標達成は必須ではないが、可能な限り目標の達成に努めること。

(3) 職業訓練生のための職場見学会

令和3年度に開催する離職者等再就職訓練（建設分野及び介護福祉関連分野の

コースに限る。)を受講する就職氷河期世代を対象に、職場見学会を開催すること。

ア 対象者

岩手県内に在住する、就職氷河期世代のうち、令和3年度に開催する離職者等再就職訓練(別紙「令和3年度委託訓練実施スケジュール」参照)を受講する者

イ 開催回数

建設分野及び介護分野で、各2回開催すること。

予算の範囲内で、開催回数を増やすことは可とする。

ウ 開催方法

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を講じた上で、対面方式とする。ただし、対面方式での実施が困難である場合を想定し、代替措置も提案すること。

エ 職場見学会の内容

就職氷河期世代が職場の環境や雰囲気を確認でき、職員と交流できる機会を得られる内容とすること。

オ 見学先企業

県内に事業所を有する、建設業及び介護福祉業の企業とすること。

カ 職場見学会後のアンケート

職場見学会に参加した就職氷河期世代及び見学先企業に対し、職場見学会の内容に対する意見や感想等をアンケートし、集計結果を報告すること。また、受講後の就職・転職等就労状況を調査して報告すること。

キ 成果目標

見学会に参加する就職氷河期世代の人数：80名(延べ数)

※目標達成は必須ではないが、可能な限り目標の達成に努めること。

6 他の支援施策及び支援機関との連携

本事業の参加者に対して、岩手県及びその他の機関が実施する就職氷河期世代支援施策や支援機関の利用を誘導する等、積極的な連携を図ること。

7 事業の進捗状況

下記の事項について、進捗状況を委託者に報告すること。

(1) e-ラーニングの利用状況

e-ラーニングの登録者数や受講状況等を整理して、月末時点の状況を翌月15日までに県に報告すること。ただし、2月分については2月28日までに提出すること。

(2) セミナーの開催状況

セミナーに参加した企業やセミナーの内容等を、実施の都度、実施後2週間以

内に県に報告すること。

(3) 職場見学会の開催状況

職場見学会に参加した就職氷河期世代や企業等を、実施の都度、実施後2週間以内に県に報告すること。

(4) その他

上記以外に、県が実績等に関して中間報告を求めた場合は、その都度報告すること。

8 実績報告

委託業務を完了したときは、直ちに、事業の実績・成果を取りまとめた実績報告書及び完了届を提出し、委託者の検査を受けること。

9 成果物

契約満了に伴う本事業に係る成果物は、委託者の帰属とする。委託者と協議の上、以下の成果物及びその他委託者が指示するものを作成すること。

(1) 成果物の形式、数量

- ・紙媒体 正副1部
- ・電子媒体 1部

(2) 成果物の内容

ア 就職氷河期世代向けe-ラーニング講座

- ・受講者名簿及び受講に関する記録
- ・e-ラーニング講座のデータ（本事業の委託料で新たに作成した場合）
- ・e-ラーニングに関するアンケート結果
- ・就労状況に関する調査報告書

イ 企業向けセミナー

- ・参加企業名簿
- ・セミナーに関するアンケート結果
- ・就職氷河期世代の受入れ状況に関する調査報告書

ウ 職業訓練生のための職場見学会

- ・参加者及び参加企業名簿
- ・職場見学会の実施報告書
- ・職場見学会に関するアンケート結果
- ・就労状況に関する調査報告書

10 再委託の制限

受託者が本業務の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。

受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ岩手県に対し、再委託の内容、再委託先の概要及び責任者、再委託先の管理方法等必要事項を書面により報告の上、承諾を得なければならない。

1 1 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスは、利用者に金銭的負担を生じさせないことを原則とする。

1 2 秘密の保持

受託者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置をとらなければならない。

契約の解除及び業務の完了後も同様とする。

1 3 個人情報の取扱

受託者は契約の履行に当たって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

1 4 著作権の譲渡等

本事業の成果物に対する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。また、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこと。

また、成果物の素材に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

1 5 会計帳簿

本事業に係る経理は、他の経理と明確に区分した会計帳簿に収支を記載し、経費の用途を明らかにするとともに、証拠書類と合わせて事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

なお、本事業は国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用した事業であるため、関係する規定を確認し、遵守すること。また、会計検査院の現地検査等の対象となるため、現地検査等が行われるときは協力すること。

1 6 その他

本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については、委託者と協議し、

双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

委託内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、委託者の都合により変更、修正を求める場合があること。